

酒田市建設部下水道課における障がい者活躍推進計画

機関名	酒田市建設部下水道課	
任命権者	酒田市長（下水道事業の管理者の権限を行う市長）	
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間） ※必要に応じて見直すこととする。	
障がい者雇用に関する課題	○酒田市建設部下水道課（以下「下水道課」という。）においては、独自の職員募集や採用は行っておらず、下水道課には他の部局からの出向という形態により職員配置が行われている。障がい者に関しては、酒田市・酒田市教育委員会・下水道課で特例認定制度による認定を受け、市全体として雇用・配置等の管理を行い、障がい者雇用における法定雇用率は概ね順調に推移している。そのため、今後も下水道課以外の部局（以下「市長部局等」という。）と連携して、障がい者雇用管理を進めていく必要がある。	
目標		
①	採用に関する目標	○単独で法定雇用率を達成することを原則としつつ、市長部局等と連携し、障がい者の法定雇用率達成を目指す。
②	定着に関する目標	○なし ※市長部局等と連携し、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容		
①	障がい者の活躍を推進する体制整備	○市長部局等と連携し、関係法令に基づき検討を行っていく。
②	障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の職務の遂行が困難となった職員から相談があった場合は、市長部局等と連携しつつ、過度な負担なく遂行できる職務の選定、創出等について検討する。
③	障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価における面談等を活用し、必要な配慮等を把握する。 ○必要な配慮等の措置を講ずるに当たっては、市長部局等と連携し、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない程度で適切に実施する。